

## <瀬戸市に書類を提出する際の注意事項>

- 1 今回の所要額調査の対象事業は、前回調査した「要綱第3条（4） 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」に加えて、「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」を調査対象にしております。

その他の事業につきましては、整備や開設準備、創設等はないため、対象外となります。

また、「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」は、国が事業継続の方針を未定としていることから仮に継続方針が示された際の備えとして、念のため調査を行うものです。

- 2 この補助金は、単年度事業であるため、複数年度にわたる整備事業は認められません。

- 3 別紙1「作成に当たっての注意事項」、補助内容については、別紙2「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業整理表」及び愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（最終改正：令和5年8月28日）を参考に作成してください。

- 4 大規模施設（特養、老健、介護医療院、ケアハウス、養護、介護付きホーム）に対する施設開設準備経費等支援事業、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業及び災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業（政令・中核市を除く。）、定期借地権設定のための一時金支援事業は、県事業となります。

所要額調査の時点で、県で実施する事業についても施設の要望を確認します。

要望がある施設は、別紙様式「県事業分」要綱第3条（2）ア 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（3）定期借地権設定のための一時金支援事業（県→事業所直接補助の大規模施設分）、要綱第3条（1）ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業（県→事業所直接補助）、要綱第3条（1）エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業（県→事業所直接補助）」に記入してください。

※ 期間が短いため、協議の希望がある事業所については、まず高齢者福祉課指導監査係 鈴木貞彦までご連絡をいただき、10月19日（木）午後1時まで必要書類の提出をお願いします。（時間厳守）

また、メールにて提出する際には、送信後必ず電話にて送信した旨をご連絡ください。

※ 今回の調査をもって、当該補助金の交付が確約されるものではありませんので、ご承知おきください。

<問い合わせ先・提出先>瀬戸市役所高齢者福祉課指導監査係 鈴木 貞彦

電 話：0561-88-2623

メール：koreisha@city.seto.lg.jp